

JIS

殺菌ランプ

JIS C 7605 : 2011

(JELMA/JSA)

平成 23 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	岩 本 佐 利	社団法人日本電機工業会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大 崎 博 之	東京大学
	長 田 明 彦	社団法人日本配線器具工業会
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	京 橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	熊 田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住 谷 淳 吉	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	鈴 木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	豊 馬 誠	電気事業連合会
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前 田 育 男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山 田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 33.12.16 改正：平成 23.7.20

官 報 公 示：平成 23.7.20

原 案 作 成 者：社団法人日本電球工業会

(〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9 明治安田生命末広町ビル TEL 03-5812-1271)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 一般要求事項	3
5 安全性要求事項	3
6 性能要求事項	3
7 形式	4
8 検査	4
9 表示	4
9.1 製品の表示	4
9.2 包装などの表示	4
9.3 製品表示の合否判定	4
10 データシート	4
10.1 ランプデータシート No.の一般要求事項	4
10.2 ランプ寸法測定位置の図示データシート	5
10.3 ランプデータシート	5
附属書 A (規定) 殺菌放射束の求め方	6
附属書 B (規定) 形式	8
附属書 C (規定) 検査	9
附属書 D (規定) 包装などの表示	11
解 説	31

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会（JELMA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 7605:1995** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

殺菌ランプ

Germicidal lamps

序文

この規格は、1958年に制定され、その後4回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1995年に行われたが、その後の品種拡大並びに引用する規格〔直管蛍光ランプの安全仕様（JIS C 7617-1）及び性能仕様（JIS C 7617-2）〕の改正に伴い、今回改正を実施した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、管内の水銀蒸気圧が点灯時において約100 Pa以下の殺菌ランプについて規定する。ただし、発光管、安定器及び始動装置を一体化した殺菌ランプは含まない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む）を適用する。

JIS C 1609-1 照度計 第1部：一般計量器

JIS C 7617-1 直管蛍光ランプ—第1部：安全仕様

JIS C 7617-2 直管蛍光ランプ—第2部：性能仕様

JIS C 7709-1 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金

JIS Z 8113 照明用語

JIS Z 9015-1 計数値検査に対する抜取検査手順—第1部：ロットごとの検査に対する AQL 指標型抜取検査方式

IEC 61549, Miscellaneous lamps

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS Z 8113 によるほか、次による。

3.1

殺菌ランプ

主に殺菌作用の大きい紫外放射（波長 253.7 nm 付近）を透過するガラス管を外管とした熱陰極低圧水銀蒸気ランプ。

3.2

形式

同一の口金であり、電気特性、寸法及び始動方法が同じランプの区分。